

**世界農業遺産高千穂郷・椎葉山地域資源魅力発信事業
業務委託仕様書**

1 業務の目的

世界農業遺産高千穂郷・椎葉山地域（以下「地域」という。）は令和7年12月で認定から10年の節目を迎える。今年度は10周年に関連し、改めて地域の価値を再認識し、次世代への保全と継承へ繋げるため様々な取組を展開している。

本委託業務は、認定10周年を迎える地域の豊富な資源（特産品、景観等）の魅力をPRし、地域内外における農業遺産ブランドの認知度を高めるとともに、持続的な活性化に繋げることに資する。

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月13日（金）まで

3 委託業務の内容

本業務の受託者は、以下の内容に従って業務を遂行するものとする。

なお、業務委託の実施にあたっては、世界農業遺産高千穂郷・椎葉山地域活性化協議会及び県の助言を反映させるものとする。

（1）SNS等を活用した魅力発信

- ・ SNS等を活用した地域資源（特産品等）を効果的にPRするイベントを提案し、実施すること。
- ・ 提案にあたっては世界農業遺産認定10周年に関する内容を盛り込むこと。

（2）効果測定

委託業務の目的を達成する上での具体的な評価指標や目標値を設定するとともに、効果検証の手法について提案し、実施すること。

（3）成果報告書の作成

業務内容を取りまとめ成果報告書を作成すること。

4 成果品等の納入場所

成果品等とは、成果報告書（データ提出）、事業で作成した制作物やデザイン等のデータ等とし、本事業の成果品等の納入場所は、県が指定する場所とする。

5 経費

履行までに要する全ての経費（交通費、宿泊費、視察費用、サンプル提供費用、通信運搬費、会場使用料、資料印刷代等）を含む。

6 その他

- （1）成果品等についての権利は、県に帰属する。
- （2）本業務の実施にあたっては、県と十分協議・連絡をとりながら進めること。
- （3）本仕様書に定めのない事項にあたって疑義が生じた場合は、県と協議の上決定すること。
- （4）本業務で得られた情報等については、県の許可なくして流用してはならない。
- （5）業務の遂行にあたり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。